

アンチ・ドーピング部会規程

第1条

医事委員会規程第7条第2項の規定に基づきアンチ・ドーピング部会規程を設け、アンチ・ドーピング部会の運営に必要な事項について定める。

第2条

アンチ・ドーピング部会は理事会の議決に基づき、次の各号の処理にあたる。

- (1) ドーピングに関する事項
- (2) アンチ・ドーピング規程・細則に関する事項
- (3) アンチ・ドーピングの普及啓蒙に関する事項
- (4) その他、アンチ・ドーピングに関する事項

第3条

この部会に、次の部員を置く。

部 長	1名
副部長	1名
部 員	若干名

第4条

部長は医事委員長が指名し、会長が委嘱する。

- 2 副部長は、部長が指名した者を医事委員長が任命する。
- 3 部員は、部長が指名し、医事委員長が任命する。
- 4 部会は部長が招集し、その議長となる。
- 5 部会は、別に定める規程及び細則に関する事項にあたる。

第5条

部員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

第6条

この規程の改廃は、医事委員会の承認を得た後、理事会の決議を経て行う。

附 則

当規程は平成15年2月23日より施行する。

改訂履歴

平成16年5月12日一部改正

平成26年8月27日